

委員 長 報 告

本委員会は、去る9月18日の本会議において付託を受けた議案11件のうち、平成20年度各種会計歳入歳出決算4件を除く議案7件について、24日及び30日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、4定議案第1号 田辺市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、同議案第2号 田辺市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、同議案第4号 物品購入契約の締結について、同議案第5号 物品購入契約の締結について、同議案第9号 字の区域の変更について、同議案第10号 田辺市辺地総合整備計画の変更について及び同議案第12号 平成21年度田辺市一般会計補正予算（第7号）の所管部分の以上7件について、いずれも全会一致により、原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑の主なものは、次のとおりであります。

まず、議案第4号 物品購入契約の締結について、屈折はしご付消防ポンプ自動車購入契約の内容をただしたのに対し、「物品購入契約は自動車販売店との契約で、自動車メーカーが製作した消防専用シャシをポンプメーカーに納入し、はしごの製作、ポンプの取り付け等を行う工程となり、シャシの納入で1カ月程度、はしご車の整備・艀装に5カ月程度かかる」との答弁がありました。

次に、議案第12号 平成21年度田辺市一般会計補正予算（第7号）の所管部分についてであります。地域情報化推進費の移動通信用鉄塔施設整備事業について詳細説明を求めたのに対し、「携帯電話の不感地区解消のため、龍神村丹生ノ川地区において携帯電話基地局を整備するもので、基地局の鉄塔整備のほか、伝送路の整備として、殿原地区にある携帯基地局から光ファイバーを引くものである」との答弁があり、委員から、既設ケーブルテレビの光ファイバー網は利用できないかただしたのに対し、「ケーブルテレビ工事時に、この光ファイバー網を利用し、多くの携帯電話不感地区の解消を図ったところだが、携帯電話事業者側の丹生ノ川地区における基地局整備計画が示されていないため、今回新たにケーブルテレビの光ファイバー網に追い張りをした形で伝送路を確保し、携帯電話基地局を整備するものである」との答弁がありました。

次に、諸費における償還金の内容についてただしたのに対し、「法人市民税の精算に伴う還付金を計上しているもので、法人市民税については、前事業年度の年税額20万円以上の事業所については、事業年度の中間に予定納付を行い、その後、事業年度終了後に税額を確定し精算することになっているが、経営状況の悪化により、中間時に予定納付されていた税額の確定に伴う精算において、還付の必要が生じたことにより償還金を計上しているものである」との答弁がありました。

以上、委員長報告といたします。

平成21年9月30日

総務企画委員会

委員長 安 達 克 典

委員 長 報 告

本委員会は、去る9月18日の本会議において付託を受けた議案18件のうち、平成20年度各種会計歳入歳出決算10件を除く議案8件について、9月18日及び30日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、4定議案第3号 工事請負契約の締結について、同議案第8号 民事調停の申立てについて、同議案第11号 市道路線の廃止について、同議案第12号 平成21年度田辺市一般会計補正予算（第7号）の所管部分、同議案第16号 平成21年度田辺市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、同議案第17号 平成21年度田辺市水道事業会計補正予算（第3号）、同議案第23号 田辺市共同作業場条例の一部改正について及び同議案第24号 訴えの提起についての以上8件については、いずれも全会一致により、原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑の主なものは、次のとおりであります。

まず、議案第12号 平成21年度田辺市一般会計補正予算（第7号）の所管部分のうち、農業費にかかわって、備崎畜産施設の解体撤去について詳細説明を求めたのに対し、「昭和57年建築の備崎畜産施設は、地元畜産農家の養豚経営により畜産振興に資してきたが、農家の高齢化や豚肉価格の下落及び飼料の高騰等に伴う経営の悪化により養豚業は廃業され、現在は使用されていない。また、施設の老朽化が著しく、再開するためには改修に多額の費用を要することから、世界遺産の景観保全にも配慮し解体する方向となった。なお、畜舎解体に伴い、補助金適正化法に基づく残存価格に係る補助金の返還が発生するため、その費用には地域基盤整備基金を充当したい」との答弁があり、さらに解体後の跡地利用についてただしたのに対し、「現時点では、ハイキングや登山客のための広場・駐車場として利用する方向であるが、長期的には住民の意見等を取り入れながら、観光地として相応しい活用を図りたい」との答弁がありました。

次に、水産業費にかかわって、ヒロメ販売市場拡大事業費補助金について詳細説明を求めたのに対し、「和歌山南漁業協同組合が実施する集出荷施設の整備や販売促進活動に対して助成するもので、ヒロメの取引価格の安定と京阪神地域への販路拡大を図り、漁業者の所得水準を上げることを目的としている。なお、事業費に対して県が2分の1、市及び和歌山南漁業協同組合がそれぞれ4分の1ずつ負担する」との答弁がありました。

次に、災害復旧費にかかわって、平成21年6月から7月にかけての集中豪雨による農地及び農業用施設並びに市道、河川の災害現場における復旧の見通しについて詳細説明を求めたのに対し、「順次、国の査定を受けている状況であり、できる限り早く発注することで、基本的には年度内に完成する方向で進めたい」との答弁がありました。

次に、議案第17号 平成21年度田辺市水道事業会計補正予算（第3号）にかかわって、緊急時用連絡管整備工事について詳細説明を求めたのに対し、「今年度事業に限り補助採択基準が緩和された水道施設整備補助金及び地域活性化・公共投資臨時交付金を活用し、古屋谷簡易水道と稲成町谷上地区の上水道の間に新たに連絡管を布設することで、渇水や停電等による緊急時の給水拠点を確保し、安定した水の供給を図るものである」との答弁がありました。

以上、委員長報告といたします。

平成21年9月30日

産業建設委員会

委員長 中本賢治

委員長報告

本委員会は、去る9月18日の本会議において付託を受けた議案17件のうち、平成20年度各種会計歳入歳出決算を除く議案6件について、24日及び30日にそれぞれ委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、4定議案第6号 物品購入契約の締結について、同議案第7号 物品購入契約の締結について、同議案第12号 平成21年度田辺市一般会計補正予算（第7号）の所管部分、同議案第13号 田辺市国民健康保険条例の一部改正について、同議案第14号 平成21年度田辺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）及び同議案第15号 平成21年度田辺市介護保険特別会計補正予算（第2号）の以上6件については、すべて全会一致により、原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑の主なものは、次のとおりであります。

まず、議案第6号 物品購入契約の締結について、移動式破碎機購入にかかわって、随意契約に至るまでの考え方や経過等に主眼を置いた上で詳細説明を求めたのに対し、「移動式破碎機の取り扱いメーカー5社のうち、現在の使用機種以外のメーカーに対し、破碎機実物の稼動状況確認及び機器能力等の確認を行い、作業環境や周辺環境に与える影響が大きいと判断した1社を除く4社の機種について、処理能力等の仕様の具体的検討を重ねた。17項目にわたる評価項目を設定し、処理実演や破碎状況の確認、性能等についてのカタログ記載情報以外の具体的な仕様書の提出により比較した結果、三四六に搬入される埋め立てゴミの処理業務を円滑に行うことが可能な機種は1機種に絞られたため、入札にそぐわないと判断した」との答弁があり、さらに委員から、優位性を比較した上で上位2社程度による入札を行う考えはなかったのかただしたのに対し、「優位性の順位のみを見ると大差はないが、実質的な部分で検討した結果、後のリスクを考えると入札の選択は難しいと判断した」との答弁がありました。

次に、議案第7号 物品購入契約の締結について、ブルドーザ購入にかかる随意契約理由について説明を求めたのに対し、「当市の最終処分場における主な業務は、搬入されたゴミ類を押し固め、上から土をかぶせ押し固めるものであるため、現在使用しているブルドーザタイプでショベルを持った車種について業者選定作業を進めたところ、2機種に限られていた。その2機種を比較検討したところ、エンジンの設置位置が異なるため、運転席からの前方下部の視認性に大きな違いがあり、過去10年にわたる販売実績や、当市の最終処分場における使用に際しての優位性及び作業時の運転者の安全確保の点から考え、対象機種が1機種に絞られたため、入札にそぐわないと判断した」との答弁がありました。

次に、議案第12号 平成21年度田辺市一般会計補正予算（第7号）の所管部分について、まず障害者福祉費の障害福祉サービス事業所等事務安定化支援事業補助金及び障害福祉サービス事業所等新事業移行促進事業補助金について詳細説明を求めたのに対し、「事務安定化支援事業補助金については、自立支援法の施行に伴う事務処理が安定的に定着するまでの間、新たに事務職員を配置することにより、請求事務等の処理を適切に実施できるよう、かかる費用を補助するものである。補助は、定員60人以下の施設で事務職員2人以上配置している場合には、1回に限り利用者1人につき2万円の補助がある。補助率

は国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1である。新事業移行促進事業補助金については、事業所が自立支援法の施行により新しい事業に移行しなければならず、それによってコストが増加する場合に対応できるよう、移行した時点に限り、利用者1人当たり通所施設であれば6,000円、入所施設であれば5,000円を補助するものである。補助割合は事務安定化支援事業補助金と同様に、国が2分の1、県及び市がそれぞれ4分の1となる」との答弁がありました。

次に、母子福祉費について、母子家庭自立支援補助金の詳細説明を求めたのに対し、「当該補助金は、母子家庭の母の就労を促進するために給付金を支給するもので、2つの事業がある。そのうち、今回補正する母子家庭高等技能訓練促進事業は、看護師や介護福祉士等の資格を取得するために養成機関へ修業する場合、安定した修業環境を提供するために給付金を支給して生活負担の軽減を図るものである。当初予算では2名分を計上していたが、6月の制度改正により支給額の増加や支給期間の延長があり、給付人数も当初の予定より2名ふえたため、不足額を補正する」との答弁がありました。

次に、老人福祉費にかかわって、シルバー人材センター事務所の移転経緯をただしたのに対し、「平成17年5月の市町村合併当時、旧4町村にシルバー人材センターがなかったことから、合併後にセンターの区域を拡大するため各地域と協議を重ねてきた。その中で、事務所の建物自体が既に狭い状態であったため、区域の拡大に合わせて事務所の移転場所の検討も進めていた。収益目的の団体ではないことから、市の施設で、もう少し広く機能的に対応できる場所を探していたところ、末広共同作業所を利用していたふたば福祉会が平成20年に移転し建物が空いたため、そこを使用できないかという話が持ち上がった。就労対策の観点からも、事務所の移転に対して地元町内会から同意を得られたので、臨時交付金を活用して改修する運びとなった」との答弁がありました。

次に、議案第15号 平成21年度田辺市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、電子計算機プログラム修正委託料の委託内容についてただしたのに対し、「平成20年度に始まった高額医療と高額介護合算制度により、後期高齢者医療保険の保険者である広域連合との間でデータ交換をするために必要となる修正を行う。国保や他の医療保険者との間の修正は平成20年度に完了していたが、後期高齢者医療保険との間のデータ交換については、本年7月に国の方針が決まったため、補正で修正することとなったもので、委託先はテレコムわかやまである」との答弁がありました。

さらに、今回プログラムを修正することにより、後期高齢者医療制度が廃止になった場合に影響がないかただしたのに対し、「この制度は平成20年4月からの制度であるため、平成20年度と21年度については既に実施済みであり、少なくともその部分についてはシステム改修が必要となる。それ以降に保険制度の変更があった場合は、再度改修が必要になってくるものと認識している」との答弁がありました。

以上、委員長報告といたします。

平成21年9月30日

文教厚生委員会

委員長 久保隆一